

農協系統金融機関の令和6事業年度における農協法等開示債権等の状況について

(単位: 億円、%)

		令和6事業年度末	令和5事業年度末
農協系統 (539)	総 与 信 額	518,570	505,230
	農 協 法 等 開 示 債 権	3,410	3,680
	破産更生等債権	990	1,050
	危険債権	2,190	2,360
	三月以上延滞債権	10	10
	貸出条件緩和債権	220	250
	正 常 債 権	515,160	501,540
	農協法等開示債権比率	0.7	0.7
農林中金 (1)	総 与 信 額	177,530	172,530
	農 協 法 等 開 示 債 権	770	790
	破産更生等債権	10	0
	危険債権	650	650
	三月以上延滞債権	0	0
	貸出条件緩和債権	110	140
	正 常 債 権	176,760	171,740
	農協法等開示債権比率	0.4	0.5
信 連 (31)	総 与 信 額	89,090	89,020
	農 協 法 等 開 示 債 権	460	600
	破産更生等債権	40	40
	危険債権	400	540
	三月以上延滞債権	0	0
	貸出条件緩和債権	20	20
	正 常 債 権	88,630	88,420
	農協法等開示債権比率	0.5	0.7
農 協 (507)	総 与 信 額	251,950	243,680
	農 協 法 等 開 示 債 権	2,180	2,290
	破産更生等債権	940	1,010
	危険債権	1,140	1,180
	三月以上延滞債権	10	10
	貸出条件緩和債権	100	90
	正 常 債 権	249,760	241,380
	農協法等開示債権比率	0.9	0.9

資料: 農林水産省調べ。

- (注) 1. 「破産更生等債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(上記1及び2に掲げるものを除く)。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予等の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1から3に掲げるものを除く)。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から4に掲げる債権以外のものに区分される債権。
6. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不突合がある。
7. ()内は、令和6事業年度末時点での対象機関数。

○ 農協系統金融機関の農協法等開示債権等の状況(令和6事業年度末時点)

(参考)

	機関数	総与信額 (A) (億円)	農協法等開示債権					正常 債権 (億円)	農協法等 開示債権 比率 (B)／(A) (%)	貸倒引当金	
			合 計 (B) (億円)	破産更生等 債権 (億円)	危険債権 (億円)	三月以上 延滞債権 (億円)	貸出条件 緩和債権 (億円)			合 計 (億円)	個別貸倒 引当金 (億円)
農協系統合計	539	518,570	3,410	990	2,190	10	220	515,160	0.7	2,530	1,510
	(570)	(505,230)	(3,680)	(1,050)	(2,360)	(10)	(250)	(501,540)	(0.7)	(2,640)	(1,610)
農 林 中 金	1	177,530	770	10	650	0	110	176,760	0.4	1,180	580
	(1)	(172,530)	(790)	(0)	(650)	(0)	(140)	(171,740)	(0.5)	(1,150)	(590)
信 連	31	89,090	460	40	400	0	20	88,630	0.5	550	300
	(32)	(89,020)	(600)	(40)	(540)	(0)	(20)	(88,420)	(0.7)	(620)	(350)
農 協	507	251,950	2,180	940	1,140	10	100	249,760	0.9	800	630
	(537)	(243,680)	(2,290)	(1,010)	(1,180)	(10)	(90)	(241,380)	(0.9)	(870)	(670)

資料：農林水産省調べ。

(注1) 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。単位未満四捨五入のため不突合がある。

(注2) ()下段は、令和5事業年度末時点の金額等